(六)　大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例を廃止することとした。（旧租税特別措置法第三七条の七～第三七条の九、第六五条の一一、第六五条の一二、第六八条の八二及び第六八条の八三関係）

(九)　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三七条の一四関係）

(1)　金融商品取引業者等の営業所に非課税口座の開設をしようとする居住者等は、当該営業所の長に対し、非課税適用確認書等の添付を要しない非課税口座簡易開設届出書の提出ができることとする。当該非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該非課税口座簡易開設届出書に記載された事項その他の事項（以下「届出事項」という。）を、特定電子情報処理組織を使用する方法により当該営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

(2)　右記(1)の届出事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該届出事項に係る非課税口座簡易開設届出書の提出をした居住者等（以下「提出者」という。）につき、その提供を受けた時における届出事項の提供及び非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項その他の事項（以下「申請事項」という。）の提供の有無の確認をするものとし、当該確認をした所轄税務署長は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項を、当該届出事項に係る非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。この場合において、ロに定める事項の提供を受けた当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該提出者に対し、ロに定める該当する旨及びその理由を通知しなければならない。

イ　当該届出事項の提供を受けた時前に届出事項及び申請事項の提供がない場合　当該届出事項に係る非課税口座簡易開設届出書が既に非課税適用確認書の交付申請書等の提出をしたことにより提出をすることができないもの等に該当しない旨その他の事項

ロ　当該届出事項の提供を受けた時前に既に届出事項又は申請事項の提供がある場合　当該届出事項に係る非課税口座簡易開設届出書が既に非課税適用確認書の交付申請書等の提出をしたことにより提出をすることができないもの等に該当する旨及びその理由その他の事項

(一〇)　公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、贈与等に係る財産で一定の方法により管理されているものの譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産を当該方法により管理する等の一定の要件を満たすときは、非課税措置の継続適用を受けることができることとした。（租税特別措置法第四〇条関係）

(一一)　国等に対して重要有形民俗文化財を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例を廃止することとした。（租税特別措置法第四〇条の二関係）

(一三)　年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の二の二及び第四一条の三の二関係）

(1)　居住日の属する年分又はその翌年以後のいずれかの年分の所得税につき住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けた個人は、年末調整の際に住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けるための申告書の提出に代えて、税務署長の承認を受けている給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該個人は、当該申告書を提出したものとみなす。

(2)　居住日の属する年分（平成三一年から平成三三年までの各年分に限る。以下「居住年分」という。）又は当該居住年分の翌年以後のいずれかの年分の所得税につき住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けた個人は、年末調整の際に住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けるための申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、当該居住日その他の事項についての証明書その他の書類の提出に代えて、当該書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該個人は、当該申告書に当該書類を添付して、提出したものとみなす。

(一四)　所得金額調整控除制度を次のとおり創設することとした。（租税特別措置法第四一条の三の三及び第四一条の三の四関係）

(1)　その年の給与等の収入金額が八五〇万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢二三歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が一、〇〇〇万円を超える場合には、一、〇〇〇万円）から八五〇万円を控除した金額の一〇パーセントに相当する金額を、その年分の給与所得の金額から控除する。

(2)　その年の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額（以下「給与等の金額」という。）及び公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額（以下「公的年金等に係る雑所得の金額」という。）がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が一〇万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（給与所得控除後の給与等の金額が一〇万円を超える場合には、一〇万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（公的年金等に係る雑所得の金額が一〇万円を超える場合には、一〇万円）の合計額から一〇万円を控除した残額を、その年分の給与所得の金額から控除する。

(3)　右記(1)の所得金額調整控除は、年末調整において、適用できる。

(4)　公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、右記(2)の所得金額調整控除を給与所得の金額から控除する等の所要の措置を講ずる。

(一四)　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の五関係）

(一五)　特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の五の二関係）

(一六)　公的年金等控除の最低控除額等の特例について、公的年金等控除の見直しに伴い、六五歳以上の者に係る公的年金等控除の最低控除額を引き下げることとした。（租税特別措置法第四一条の一五の三関係）

(一七)　国民年金法又は厚生年金保険法に規定する年金の支給を受ける権利の消滅時効が完成した場合において、当該権利の消滅時効を援用せずに支払われる年金については、源泉徴収を要しないこととした。（租税特別措置法第四一条の一五の四関係）

(一八)　特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の一九関係）

(1)　適用対象となる特定新規株式の範囲から、総合特別区域法に規定する指定会社により発行される株式を除外する。

(2)　適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を二年延長する。

(3)　適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社（平成三〇年三月三一日までに同法の確認を受けたものに限る。）により発行される株式で当該確認を受けた日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されるものを、当該特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式で地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成三二年三月三一日までの間に発行されるものとする。

(一九)　支払調書等の電子情報処理組織又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数を一〇〇以上（改正前一、〇〇〇以上）に引き下げることとした。（租税特別措置法第四二条の二の二関係）